

鳥取県道路メンテナンス会議 設 立 趣 意 書

我が国の道路構造物等は、昭和30年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備されたため、それらが今後急速に高齢化し、例えば、10年後には建設後50年経過する橋梁が4割以上になると見込まれる等、急速に老朽化していくことが確実である。このため、今後、これらの補修や更新を行う必要が急激に高まってくることが見込まれ、国、地方ともに厳しい財政状況にある中、これら老朽化した道路施設等の補修や更新にいかに的確に対応していくかが、重要な課題となっている。

また、道路施設等の維持管理・補修・更新を確実に進めるためには、直轄国道管理分はもとより、施設の大部分を占める地方公共団体の管理施設も含めてその実態を把握したうえで、道路施設の長寿命化も図りつつ見通しを立てた計画的な補修・更新を行っていくことが必要である。

そのためには、高速道路、国道、県道、市町村道の、すべての道路管理者が情報を共有し、連携して対応していくことが効果的・効率的である。

このような状況の中、平成26年4月14日には、社会資本整備審議会道路分科会から『最後の警告』という言葉でもって、『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』がなされた。提言では、具体的な取組みとして、「メンテナンスサイクルを確定（道路管理者の義務の明確化）」と「メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築」の二本柱で本格的なメンテナンスサイクルを始動すべきとされた。

前者については、道路法等の一部を改正する法律に合わせて省令・告示が改正され、トンネル、橋梁等の点検は近接目視により5年に1回の頻度で行うことが平成26年7月から施行されることとなっており、この点検・診断結果に基づき計画的に修繕を実施し、また、必要に応じ通行止め等の措置を行うこととなる。

本会議は、後者のメニューの一つである「道路メンテナンス会議」として、かつ、道路法28条の2の規程に基づき設置するもので、鳥取県内の道路施設の維持管理・補修・更新等を計画的・効率的に行うため、交通上密接な関連を有する道路管理者が相互に連絡・調整・協力・情報共有・情報発信を図り、道路施設の点検、修繕計画等を把握・調整するとともに、道路施設の技術基準類や健全性の診断に関する研鑽、また、国等は必要な技術的支援等を行い、鳥取県内のトンネル、橋梁等道路施設の予防保全・老朽化対策の強化を図ることを目的として、設置するものである。

平成26年5月19日